

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定に基づき次のとおり鳥獣保護区特別保護地区を指定するため、同条第4項において準用する同法第28条第6項の規定により次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成12年香川県規則第38号）第7条第1項の規定により公告する。

平成20年6月17日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 高 木 孝 征

1 日時

平成20年7月8日 午前10時30分から

2 場所

仲多度郡琴平町榎井817-10 琴平町役場 第2会議室

3 案件

金刀比羅宮境内林鳥獣保護区特別保護地区の指定について